

# 第1章

## 後期基本計画について

本市では、「第2次うきは市総合計画基本構想」で示した「将来像」に沿って、「施策の大綱（政策分野）」の実現に向けさまざまな取組を展開していきますが、後期基本計画では、その計画期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）の中で取り組む施策の内容を示します。

なお、本計画は、令和2年度に策定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期うきは市ルネッサンス戦略」を踏まえたものとなっています。

施策内容は、「政策分野別」に分け、成果を向上させ目標を達成するための具体的な取組内容を示します。

事業の実施に当たっては、国連の持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けて「誰一人取り残さない社会づくり」や、新型コロナウイルス感染症防止対策として「新しい生活様式を踏まえたまちづくり」に資する取組を進めるとともに、日本の新しい未来社会の姿である「Society5.0 社会<sup>※1</sup>の実現」に向けて革新技术を取り入れ、経済と社会問題の解決を目指します。

新しい生活様式を  
踏まえたまちづくり



誰一人取り残さない  
社会づくり



Society5.0  
社会の実現

※1 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、国が提唱する未来社会構想のこと。インターネットで人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有されて今までにない新たな価値を生み出すことで課題や困難の克服を目指す。